

遠隔移報方式による即時通報の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市消防局が防火管理業務の一部を受託している警備会社等から、即時通報があった場合の承認に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 即時通報

夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自動火災報知設備の作動を直接監視によらず電話回線等により移報する装置を経て遠隔監視している場合において、当該作動信号を受信した関係者等が現場を確認することなく即時に119番に通報することをいう。

(2) 関係者等

防火対象物の管理権原者及び当該防火対象物内の従業員又は警備会社従業員をいう。

(3) 警備会社等

防火対象物における自動火災報知設備の作動信号の受信等を受託している警備会社、ビルメンテナンス会社等をいう。

(4) 現場派遣員

即時通報の信号を発した防火対象物に必要な対応を行うため出動する関係者等をいう。

(5) 承認

即時通報を行おうとする防火対象物の管理権原者が事前にその旨の申請を行った場合に、消防局長（以下「局長」という。）が当該申請内容を認めることをいう。

(6) 登録

即時通報の承認に係る申請及び審査等を省略できる警備会社等としてあらかじめ局長が認め登録することをいう。

(承認該当対象物)

第3条 即時速報を認める防火対象物は、次に該当するものとする。

(1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げるもののうち

防火管理者が必要となる防火対象物で夜間、休日等に無人となるもの。

(2) 防火管理業務の一部を警備会社等に委託している防火対象物であるこ

と。

(3) 自動火災報知設備は、消防法令に定める技術上の基準（同等以上と認めるものを含む。）に従って設置されていること。

(承認条件)

第4条 即時通報の承認を受けようとする防火対象物は、次の条件に該当していなければならない。

(1) 自動火災報知設備は、防火対象物全体に設置され維持管理されていること。

(2) 自動火災報知設備は、次のいずれかによる非火災報防止対策が講じられていること。

ア 蓄積式受信機の設置

イ 蓄積式中継器の設置

ウ 蓄積付加装置の設置

(3) 自動火災報知設備の送信信号を遠隔通報装置に送信する機器等は、設置及び維持管理が適正になされていること。

(4) 承認の申請が防火対象物全体にわたって行われること。

(5) 防火対象物の異常の有無を確認するための必要な破壊を承諾することができること。

(承認の申請)

第5条 即時通報の承認を受けようとする者は、あらかじめ即時通報承認申請書(第1号様式)を局長に提出し、承認を受けなければならない。

2 即時通報承認申請書には、即時通報に係る体制（第2号様式）を添付しなければならない。

(承認の通知)

第6条 局長は、即時通報を承認したときは、即時通報承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(承認後の変更届出)

第7条 即時通報の承認を受けた者は、承認後、即時通報承認申請書（第1号様式）及び添付書類に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに即時通報承認内容変更届出書（第4号様式）により局長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 局長は、承認対象物が第4条の承認条件を満たさなくなった場合は、承認を取り消すことができる。

(登録の条件)

第9条 即時通報の登録を受けようとする者は、次の条件に該当していなければならない。

- (1) 防火管理者の資格を有している者がいること。
- (2) 自動火災報知設備の送信信号を受信する機器等の維持管理が適正になされていること。
- (3) 自動火災報知設備の送信信号を受けた者が通報するときは、防火対象物は無人状態であること。
- (4) 定めた時間内（20分）に承認を受ける防火対象物に到達できる現場派遣員がいること。
- (5) 現場派遣員は、自動火災報知設備等についての知識を持ち、当該対象物の受信機設置場所まで到達できること。

(登録の申請)

第10条 即時通報の登録を行おうとする者は、即時通報登録(変更)申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して局長に提出しなければならない。

- (1) 会社の概要及び業務内容
- (2) 待機所の所在地及び名称
- (3) 受信場所及び待機所ごとの従業員数
- (4) 待機所ごとの配置車両及び装備品
- (5) 待機所ごとの通報対象になる防火対象物数
- (6) 受信場所及び待機所の対応状況
- (7) 遠隔通報装置、受信装置及び連絡に用いる機器の概要及び機器ごとの仕様図書
- (8) 防火管理者修了証の写し

2 局長は、登録の申請があった場合において、申請者が第9条各号の条件を満たしているときは、登録番号、登録年月及び即時通報登録（変更）申請書の記載事項を即時通報登録簿（第6号様式）に記録するものとする。

(登録の通知)

第11条 局長は、即時通報の登録をしたときは、即時通報登録通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(登録の期間)

第12条 登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年とする。

2 登録の更新をしようとする者は、登録有効期限内に速やかに即時通報登録（変更）申請書（第5号様式）を局長に提出しなければならない。

(登録後の変更届出)

第13条 登録者は、第10条各号に掲げる書類の内容に変更が生じたときは、

即時通報登録（変更）申請書（第5号様式）により局長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第14条 局長は、次の条件に該当するときは、登録を取り消すことができる。

（1）第9条各号に掲げる条件を満たさなくなったとき。

（2）不正な手段による登録又は登録の有効期間内に更新の手続をしなかったとき。

（非火災報等の処置）

第15条 非火災報等があったときは、関係者等は、自動火災報知設備を点検し、点検結果を非火災報改善報告書（第8号様式）により30日以内に局長に報告しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、即時通報の承認に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

即時通報承認申請書

船橋市消防局長様		年 月 日	
		住所 申請者 氏名 印	
即時通報の承認を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、承認後は、内部確認のため必要な破壊を承諾します。			
防火対象物	所在地		
	名称	電話 ()	
	用途	階数	
	構造		
就業時間帯	動帯時間	時 分から 時 分まで	
	就業日	曜日から 曜日まで	
建物の進入場所	側 階・目標		
自動火災報知設備 の受信機の設置状 況	設置階	階 側	
	設置場所	室内	
自動火災報知設備の点検結果報告書		提出年月日 年 月 日	
非火災報防止対策の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・蓄積型の受信機又は中継器・二信号式の受信機 ・蓄積付加装置 ・感知器の適材適所 	
遠隔通報装置	品名	型式	
	製造会社	認証番号	
通報装置の 試験実施者	会社名		
	所在地	電話 ()	
	氏名 資格	種類	交付番号 年 月 日
	試験結果	適 ・ 否	
※ 受 付			※ 備 考

- 備考1 申請者欄には、申請防火対象物の管理権原者が複数となる場合の代表者を記入し、
その他は委任状を添付して下さい。
- 2 建物の進入場所の械には、消防隊が進入するのに適した入口を記入して下さい。
- 3 非火災報防止対策の状況欄には、該当する項目を○で囲んで下さい。
- 4 正副、2部を作成し提出して下さい。
- 5 ※印欄には記入しないで下さい。

即時通報に係る体制

防 火 対 象 物		
登録者等	所在地・氏名・電話 (法人の場合は代表者の職氏名)	
	登 録 番 号	
申請の防火対象物から最も近い待機所	所 在 地	
	名 称	電話 ()
	出 動 の 手 段	徒歩 自転車 オートバイ 自動車 その他 ()
	現場派遣員数	名
	距 離	km
	通報後到着に要する時間	分
かぎの状況	自動解錠装置の有無	有 ・ 無
	自動解錠装置の方式	
	内部進入のためのかぎの保有状況	1 自動火災報知設備の受信機の設置場所までの間 2 すべての居室等 3 その他 ()

備考1 出動の手段には、該当するものを○で囲んで下さい。

2 内部進入のためのかぎの保有状況の欄は、該当する番号に○印を付して下さい。

即時通報承認通知書

第 年 月 日 号	
様	
印	船橋市消防局長
年 月 日付けで申請のありました通報承認申請は、次のとおり承認いたします。	
所在地	
防火対象物の名称	電話 ()
承認番号	

即時通報承認内容変更届出書

年 月 日			
船橋市消防局長 様			
住所 申請者 氏名 印			
即時通報の承認に関することについて、次のとおり承認内容の変更をしましたので届け出します。			
防火対象物	所在地		
	名称		
	承認番号		
変更理由及び変更内容			
※ 受 付			※ 備 考

備考1 変更理由及び変更内容欄に必要事項が記入できない場合は、別に変更内容等を添付して下さい。

2 ※印欄は記入しないで下さい。

即時通報登録(変更)申請書

年 月 日			
船橋市消防局長 様 住所 申請者 氏 名 印			
即時通報の承認については、次のとおり登録を申請します。			
登 録 者	所 在 地		
	名 称 電話 ()		
	代表者職氏名		
受 信 場 所	所 在 地		
	名 称 電話 ()		
	責任者職氏名		
待 機 所 数			
変 更 理 由 及 び 変 更 内 容			
※ 受 付		※ 備 考	

備考1 登録申請する場合は(変更)を二本線で抹消して下さい。変更する場合は(変更)を○で囲んで下さい。

- 2 必要な関係書類を添付して下さい。
- 3 正副、2部を作成し提出して下さい。
- 4 ※印欄は記入しないで下さい。

即時通報登録簿

登 録 番 号	登 録 年月日	登 録 者 (名称・所在地・代表者名)	受 信 場 所 (所在地・名称・責任者職氏名)	待 機 場 所
1		_____ _____	_____ _____	
2		_____ _____	_____ _____	
3		_____ _____	_____ _____	
4		_____ _____	_____ _____	
5		_____ _____	_____ _____	
6		_____ _____	_____ _____	
7		_____ _____	_____ _____	
8		_____ _____	_____ _____	

即時通報登録通知書

第 号 年 月 日	
様	
船橋市消防局長 印	
年 月 日付で申請のありました通報登録申請は、次のとおり承認 いたします。	
所在地	
警備会社等の名称	電話 ()
登録番号	

船橋市消防局長 様

名称

住所

関係者氏名

非火災報改善報告書

非火災報の原因並びにその改善について、下記のとおり実施しました ので報告いたします。

記

発生年月日等			発生機器等				発生場所	発生状況 発生原因	発生後の措置			
月	時	天	熱 感 知 器	煙 感 知 器	発 信 機	そ の 他		月/日	防火管理 者が行っ た措置	月/日	専門技術 者が行っ た措置	
日	刻	候						担 当 者 名		担 当 者 名		
/	時							/		/		
	分											

事業所承認番号	No.
警備会社登録番号	No.